



島根県報

平成20年 3月31日 (月)
号外 第 61 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第43号)

1 規則の概要

- (1) 平成20年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正
 - ア 消費生活協同組合法の規定により、消費生活協同組合の共済代理店の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(別表第 2 関係)
 - イ 特定商取引に関する法律の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、業務の停止を命ずること。(別表第 2 関係)
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律の規定により、児童虐待を行った保護者に対し、児童へのつきまとい等の禁止を命ずること。(別表第 2 関係)
 - エ 温泉法の規定により、土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。(別表第 2 関係)
 - オ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定により、被害防止計画について、市町村と協議すること。(別表第 2 関係)
 - カ 水防法の規定により、洪水予報を行う河川を指定すること。(別表第 2 関係)
 - キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を受理すること。(別表第 5 関係)
 - ク 薬事法の規定により、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な事項の報告を受理すること。(別表第 5 関係)
 - ケ 医療法の規定により、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な事項の報告を受理すること。(別表第 5 関係)
 - コ 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の規定により、自立支援金の貸付けを決定すること。(別表第 5 関係)
- (3) その他法令改正、事業の新設・廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成20年 4月 1日から施行することとした。

規

則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県規則第43号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を第24号とし、第19号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第18号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 建築指導監 職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する建築指導監をいう。

第2条中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 統括指導監査監 職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する統括指導監査監をいう。

第5条第2項中「管理監」の次に「、統括指導監査監(健康福祉部地域福祉課石見スタッフに置かれるものに限る。第19条において同じ。)」を、「統括技術専門監」の次に「、建築指導監」を加える。

第11条中「第73条第1項から第3項まで」を「第69条第1項から第3項まで」に、「工事検査監若しくは副工事検査監」を「技術専門監」に改める。

第15条第1項の表課長の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 建築指導監を置く課にあっては、当該建築指導監が掌理する事務については当該建築指導監

第19条中「に限る。)」の次に「、統括指導監査監」を、「統括技術専門監」の次に「、建築指導監」を加える。

第20条第2項中「第7条から第9条」を「第7条」に改める。

別表第2 総務部の表人事課の項第8号知事決裁事項の欄の(2)中「育児休業」の次に「、育児短時間勤務、自己啓発等休業及び修学部分休業」を加え、同号部長専決事項の欄の(2)中「次長」の次に「、統括政策企画監」を加え、「副参事及び課長」を「管理監、課長及び政策企画監」に改め、「育児休業」の次に「、育児短時間勤務、自己啓発等休業及び修学部分休業」を加える。

別表第2 環境生活部の表環境生活総務課の項第1号部長専決事項の欄を次のように改める。

(1) 法第12条の2第3項において読み替えて準用する保険業法(平成7年法律第105号)第306条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(2) 法第12条の2第3項において読み替えて準用する保険業法第307条第1項の規定により、共済契約の募集の停止を命ずること。

(3) 法第50条の13の規定により、共済計理人の解任を命ずること。

(4) 法第53条の5の規定により、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。

(5) 法第94条の2第1項の規定により、定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。

(6) 法第94条の2第2項の規定により、改善計画の提出又は変更、業務の停止、財産の供託、財産の処分の禁止又は制限その他必要な命令をすること。

(7) 法第94条の2第4項の規定により、共済事業規約の認可を取り消すこと。

(8) 法第94条の2第5項の規定により、業務の停止若しくは役員解任を命じ、又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の認可を取り消すこと。

(9) 法第95条第2項の規定により、役員解任又は事業の停止を命ずること。

(10) 法第95条第3項の規定により、組合の解散を命ずること。

(11) 法第96条第1項の規定により、総会における議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。

別表第2 環境生活部の表環境生活総務課の項第7号部長専決事項の欄中(8)を(12)とし、(3)から(7)までを(7)から(11)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第14条の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(4) 法第15条第1項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、通信販売に関する業務の停止を命ずること。

- (5) 法第22条の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (6) 法第23条第 1 項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、電話勧誘販売に関する業務の停止を命ずること。

別表第 2 健康福祉部の表青少年家庭課の項に次の 1 号を加える。

3 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第12条の 4 第 1 項の規定により、児童虐待を行った保護者に対し、児童へのつきまとい等の禁止を命ずること。</p> <p>(2) 法第12条の 4 第 2 項の規定により、同条第 1 項の命令を更新すること。</p> <p>(3) 法第12条の 4 第 6 項の規定により、同条第 1 項の命令を取り消すこと。</p>
--	--	---

別表第 2 健康福祉部の表障害者福祉課の項第 3 号部長専決事項の欄中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同表薬事衛生課の項第 5 号部長専決事項の欄の(9)中「第21条」を「第25条」に改め、同欄中(9)を(11)とし、同欄の(8)中「第15条」を「第19条」に改め、同欄中(8)を(10)とし、同欄の(7)中「第12条第 1 項」を「第14条第 1 項」に改め、同欄中(7)を(9)とし、同欄の(6)中「第10条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め、同欄中(6)を(8)とし、同欄の(5)中「第 9 条第 1 項」を「第11条第 1 項」に改め、同欄中(5)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

- (7) 法第11条第 2 項において読み替えて準用する法第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定により、ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。

別表第 2 健康福祉部の表薬事衛生課の項第 5 号部長専決事項の欄の(4)中「第 8 条」を「第10条」に改め、同欄中(4)を(5)とし、同欄の(3)中「第 7 条」を「第 9 条」に、「公益上」を「温泉の保護その他公益上」に改め、同欄中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 法第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定により、土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。

別表第 2 農林水産部の表森林整備課の項に次の 1 号を加える。

4 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の施行に関する事務		(1) 法第 4 条第 5 項の規定により、被害防止計画について、市町村と協議すること（同項後段の規定により、許可権限委譲事項について同意することを含む。）。
--	--	---

別表第 2 商工労働部の表経営支援課の項中「経営支援課」を「中小企業課」に改め、同表労働政策課の項中「労働政策課」を「雇用政策課」に改める。

別表第 2 土木部の表河川課の項第 3 号部長専決事項の欄の(1)中「定めること」を「定め、及び変更すること」に改め、同欄の(2)中「第 7 条第 2 項」を「第 7 条第 3 項」に改め、「定め」の次に「、又は変更し」を加え、同欄の(5)中「第32条の 2 第 4 項」を「第42条第 4 項」に改め、同欄中(5)を(8)とし、同欄の(4)中「第32条の 2 第 3 項」を「第42条第 3 項」に改め、同欄中(4)を(7)とし、同欄の(3)中「第10条の 4 第 1 項」を「第16条第 1 項」に改め、同欄中(3)を(6)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 法第11条第 1 項の規定により、洪水予報を行う河川を指定すること。
- (4) 法第11条第 2 項の規定により、洪水予報を行う河川の指定について気象庁長官に協議すること。
- (5) 法第13条第 2 項の規定により、水位情報の通知及び周知を行う河川を指定すること。

別表第 2 土木部の表都市計画課の項に次の 1 号を加える。

8 宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号)の施行に関する事務		(1) 法第3条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域を指定すること。
---------------------------------------	--	--------------------------------------

別表第2 土木部の表建築住宅課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「同条第7項」を「同条第6項」に改め、「作成し、」の次に「除却すべき公営住宅等の用途の廃止について」を加え、同項第2号部長専決事項の欄の(1)中「第17第1項」を「第18第1項」に、「国土交通大臣」を「地方整備局長」に改め、同欄の(2)中「第26」を「第27」に、「において、国土交通大臣の承認を受ける」を「及び事業が完了期日までに完了しない場合において、地方整備局長に書類を提出する」に改め、同欄の(3)を削り、同項第7号部長専決事項の欄の(1)中「第65条第2項及び同条第4項」を「第65条第2項及び第4項」に改め、同欄の(2)中「第66条」を「第66条各項又は第67条第1項」に改め、同欄の(3)中「第68条」を「第68条第2項又は第4項」に改め、同欄の(4)中「第68条の2」を「第68条の2各項」に改め、同項第8号を削り、同項第9号部長専決事項の欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項第12号事務の種類欄中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第4条第1項」を「第15条第1項」に、「とる」を「とるべき」に改め、同欄の(2)中「第6条第3項」を「第17条第3項」に改め、同欄の(3)中「第11条」を「第21条」に、「認定事業者」を「認定建築主等」に改め、同欄の(4)中「第12条」を「第22条」に改め、同項中第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

別表第3 環境生活部の表文化国際課の項を削り、同表廃棄物対策課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄中(23)を(24)とし、(6)から(22)までを(7)から(23)までとし、(5)の次に次のように加える。

(6) 法第12条の5第8項の規定により、情報処理センターからの報告を受理すること。

別表第3 健康福祉部の表薬事衛生課の項第4号グループリーダー等専決事項の欄の(1)中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第3 土木部の表建築住宅課の項第1号事務の種類欄中「宅地建物取引業法施行規則」を「及び宅地建物取引業法施行規則」に改め、「及び宅地建物取引業法施行細則(昭和40年島根県規則第12号)」を削る。

別表第5 保健所の項第1号事務の種類欄中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の次に「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)」を加え、同号地方機関の長専決事項の欄の(14)中「規則」を「施行細則」に改め、同欄中(14)を(16)とし、同欄の(13)中「規則」を「施行細則」に、「(12)」を「(16)」に改め、同欄中(13)を(15)とし、同欄の(12)中「規則」を「施行細則」に改め、同欄中(12)を(14)とし、同欄の(11)中「規則」を「施行細則」に改め、同欄中(11)を(13)とし、(10)を(11)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 施行規則第8条の29及び第8条の38の規定により、措置内容等報告書を受理すること。

別表第5 保健所の項第1号地方機関の長専決事項の欄中(9)を(10)とし、(1)から(8)までを(2)から(9)までとし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第12条の3第6項の規定により、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を受理すること。

別表第5 保健所の項第5号事務の種類欄中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)」を削り、同号地方機関の長専決事項の欄の(13)中「精神病院等」を「精神科病院等」に改め、同欄の(17)中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同欄の(18)中「精神病院等」を「精神科病院等」に改め、同欄の(20)及び(22)中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同項第7号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項第9号地方機関の長専決事項の欄中(22)を(26)とし、(4)から(21)までを(8)から(25)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第8条の2第1項の規定により、薬局に関する必要事項の報告を受理すること。

(5) 法第8条の2第2項の規定により、報告事項の変更の報告を受理すること。

(6) 法第8条の2第4項の規定により、必要な情報の提供を求めること。

(7) 法第 8 条の 2 第 5 項の規定により、報告事項を公表すること。

別表第 5 保健所の項に次の 1 号を加える。

21 医療法の施行に関する事務	<p>(1) 法第 6 条の 3 第 1 項の規定により、病院等に関する必要事項の報告を受理すること。</p> <p>(2) 法第 6 条の 3 第 2 項の規定により、報告事項の変更の報告を受理すること。</p> <p>(3) 法第 6 条の 3 第 4 項の規定により、必要な情報の提供を求めること。</p> <p>(4) 法第 6 条の 3 第 5 項の規定により、報告事項を公表すること。</p> <p>(5) 法第 6 条の 3 第 6 項の規定により、報告又は報告内容の是正を命ずること。</p>
-----------------	--

別表第 5 保健所の項の次に次のように加える。

女性相談センター	1 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則（平成20年島根県規則第14号）の施行に関する事務	<p>(1) 規則第 6 条の規定により、自立支援金の貸付けを決定すること。</p> <p>(2) 規則第11条の規定により、氏名、住所又は連絡先を変更した旨の届出を受理すること。</p>
----------	--	--

別表第 5 心と体の相談センターの項第 2 号事務の種類欄中「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」を「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同表支庁及び農林振興センターの項第23号地方機関の長専決事項の欄の(4)中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改め、同表家畜保健衛生所の項第 3 号事務の種類欄中「（昭和36年政令第11号）」を削り、同表支庁及び県土整備事務所の項第 5 号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第10条の 4 第 1 項」を「第16条第 1 項」に改め、同欄の(2)中「第10条の 4 第 3 項」を「第16条第 3 項」に改め、同欄の(3)中「第22条」を「第29条」に改め、同欄の(4)中「第23条」を「第30条」に改め、同項第20号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

(4) 法第75条第 4 項の規定により、建築物の維持保全状況についての報告を受理すること。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

